

五條市空家等対策事業にかかる現地調査業務委託契約書

五條市（以下「発注者」という。）と一般社団法人 奈良県建築士会（以下「受注者」という。）は、五條市空家等対策事業にかかる現地調査業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（業務の内容）

第1条 発注者は、次の業務（以下「委託業務」という。）について、受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等の状態の把握に必要な調査である現地確認
- (2) 法第9条第2項に規定する立入調査
- (3) 五條市特定空家等除却事業補助金交付要綱第8条第3項に規定する立入調査
- (4) 各調査に基づく図面、判定書及び写真等の作成

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までとする。

（委託料の額）

第3条 委託料の額は、第1条第1号から第4号までの業務について、その業務に要した延べ人員1名あたり

期 間：平成31年4月1日から令和元年9月30日まで

委託料：34,560円（消費税及び地方消費税額を含む。）

期 間：令和元年10月1日から令和2年3月31日まで

委託料：35,200円（消費税及び地方消費税額を含む。）

とする。

（委託料の支払い）

第4条 受注者は、受託した業務を完了したのち、委託料請求書（様式第1号）により、委託料の請求をするものとする。

2 発注者は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 受注者は、発注者から受託した業務を第三者に再委託してはならない。

(事故等の報告)

第6条 受注者は、委託業務の遂行に関し重大な支障をきたし、もしくはそのおそれがある事故等が発生した場合は、速やかにその旨を発注者に報告し、発注者の指示を受けなければならない。

(契約の解除等)

第7条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対し委託業務の全部もしくは一部の停止を命じ又はこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) この契約の履行に関して不正な行為をしたとき。
- (3) 委託業務を遂行することが困難であると認めるとき。
- (4) 委託業務を継続する意思がないとき。

(委託料の返還)

第8条 発注者は、前条の規定により委託業務を停止し、又は契約を解除したときは、支払った委託料の全部又は一部を返還させ、もしくは委託料を支払わないことができる。

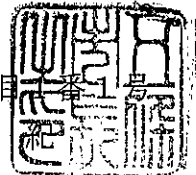
(疑義についての協議)

第9条 この契約の各条項等の解釈について疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、発注者受注者の協議のうえ、これを決定する。
2 前項の協議が成立しないときは、発注者の定めるところによるものとする。

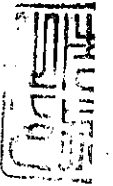
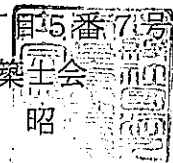
上記契約を証するため、本書を2通作成し、双方の記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成31年4月1日

発注者 奈良県五條市本町1丁目
五條市長 太田好



受注者 奈良県奈良市大宮町2丁目5番7号
一般社団法人 奈良県建築士会
会長 米村博昭



別記1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
(秘密の保持)
- 第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
(収集の制限)
- 第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
(目的外利用・提供の禁止)
- 第4 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。
(漏えい、滅失及びき損の防止)
- 第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
(従事者の監督)
- 第6 受注者は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 2 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
(複写又は複製の禁止)
- 第7 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。
(再委託の禁止)
- 第8 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。
(資料等の返還等)
- 第9 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。
(取扱状況についての指示等)
- 第10 発注者は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、受注者に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、受注者は、拒んではならない。
(事故発生時における報告)
- 第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。
(損害賠償等)
- 第12 受注者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。
- 2 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

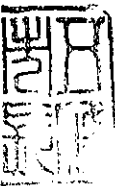
1111

1111

別記2

暴力団排除に係る特記事項

発注者は、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 
- (1) 役員等(法人にあつては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
 - (2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 前2号に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) この契約に係る下請契約等に当たり、第1号から第5号までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
 - (8) この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合は損害賠償を請求することができる。
- 